

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる事業（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（次に掲げる経費を除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 消防及び防災のための施設、設備、車両その他の資機材の維持管理に要する経費</u></p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次に掲げる額を合算した額（以下「交付金算出基礎額」という。）</u></p> <p>ア <u>市にあつては150万円、町村にあつては100万円</u></p> <p>イ <u>予算で定める本交付金の総額から2,100万円を減じた額（以下「事業割額」という。）に100分の25を乗じて得た額に、当該市町村の消防団員の数（その年度の1月1日における数とし、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項に規定する過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあつ</u></u></p>	<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる事業（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（次に掲げる経費を除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その年度の1月1日における次に掲げる数にそれぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額に大震災関連加算額を加えた額</u></p> <p>ア <u>住民に貸与している衛星携帯電話の数 7,500円</u></p> <p>イ <u>女性の消防団員の数に2を乗じて得た数と男性の消防団員の数とを合計した数 3,000円</u></p>

ては、その数に100分の120を乗じて得た数。以下この号において同じ。)を全ての市町村の消防団員の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

ウ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の自主防災組織を構成する世帯の数(その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数。以下この号において同じ。)を全ての市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

エ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の地縁による団体に係る区域の数(その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数。以下この号において同じ。)を全ての市町村の地縁による団体に係る区域の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

2 略

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の4月末日までに、様式第1号により、当該年度の4月1日における消防団員の数、自主防災組織を構成する世帯の数及び地縁による団体に係る区域の数を知事に報告しなければならない。

ウ 自主防災組織に加入する世帯の数 70円

エ 災害時要援護者(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例(平成21年鳥取県条例第43号)第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。)のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数 120円

2 略

3 第1項第2号の大震災関連加算額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象経費のうち東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策として知事が適当と認める事業に要するもの(以下「大震災関連経費」という。)の額が100万円以下の市町村 大震災関連経費の額に2分の1を乗じて得た額

(2) 大震災関連経費の額が100万円を超える市町村 当該市町村におけるイに掲げる額をこの号に該当する全ての市町村におけるイに掲げる額の合計額で除して得た割合をアに掲げる額に乘じて得た額(大震災関連経費の額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。)に50万円を加えた額

ア 予算で定めた本交付金の総額のうち大震災関連経費の総額を勘案して知事が定める額から、前号に該当する全ての市町村の同号に定める額の合計額及びこの号に該当する市町村の数に50万円を乗じて得た額を減じた額

イ 大震災関連経費の額から100万円を減じた額

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の交付金算出基礎額の見込額を算出し、その年度の5月末日までに、前条の報告を行った市町村長に通知するものとする。

(交付申請)

第5条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の1月末日までに、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第6条 略

(実績報告)

第7条 本交付金の交付を受けた市町村長は、その年度の翌年度の6月末日までに、様式第3号による報告書を知事に提出しなければならない。

(審査及び検査)

第8条 略

2 知事は、前項の規定による審査及び検査において、第6条第1項の規定により交付した本交付金の額（以下「本年度実額」という。）が、県が当該市町村に対して交付すべき本交付金の額（以下「本年度義務額」という。）を超過していることが判明した場合における当該審査及び検査に係る本交付金の事業年度の翌年度に交付する交付金の額（以下「翌年度交付額」という。）の算定については、第3条の規定による額から、本年度実額から本年度義務額を減じた額（以下「超過額」という。）を減ずるものとする。

3・4 略

(鳥取県補助金等交付規則の準用)

第9条 略

(雑則)

第10条 略

別表（第2条関係）

(交付申請)

第4条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の1月末日までに、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第5条 略

(実績報告)

第6条 本交付金の交付を受けた市町村長は、その年度の翌年度の6月末日までに、様式第2号による報告書を知事に提出しなければならない。

(審査及び検査)

第7条 略

2 知事は、前項の規定による審査及び検査において、第5条第1項の規定により交付した本交付金の額（以下「本年度実額」という。）が、県が当該市町村に対して交付すべき本交付金の額（以下「本年度義務額」という。）を超過していることが判明した場合における当該審査及び検査に係る本交付金の事業年度の翌年度に交付する交付金の額（以下「翌年度交付額」という。）の算定については、第3条の規定による額から、本年度実額から本年度義務額を減じた額（以下「超過額」という。）を減ずるものとする。

3・4 略

(鳥取県補助金等交付規則の準用)

第8条 略

(雑則)

第9条 略

別表（第2条関係）

- 1 災害時に孤立するおそれのある集落の通信確保に関する事業
- 2 消防団の活動の活性化に関する事業
- 3 自主防災組織の活動の活性化に関する事業
- 4 災害時要援護者に係る対策に関する事業

対象事業	対象事業の例示
東日本大震災の教訓を踏まえて新たに取り組む事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 衛星携帯電話の配備その他迅速かつ的確な情報の収集及び伝達ができる体制の整備に関する事業 (2) 備蓄物資の調達及び輸送の手段の確保に関する事業 (3) 被害の状況に応じた防災訓練の実施に関する事業 (4) 広域的な応援態勢の構築に関する事業 (5) 避難所の運営体制の整備に関する事業 (6) 住民への防災知識の普及に関する事業
消防団を強化する事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防団員の能力向上に関する事業 (2) 消防団員の確保に関する事業 (3) 救助資機材その他の資機材の整備に関する事業
自主防災組織を強化する事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の発足の推進に関する事業 (2) 自主防災組織の運営の強化に関する事業 (3) 自主防災組織が行う避難訓練その他の訓練の実施に関する事業
住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 複数の地縁による団体の防災における連携協力の推進に関する事業 (2) 消防団員及び自主防災組織の役員以外の者の防災活動への参画の推進に関する事業 (3) 住民が行う防災ワークショップ又は防災訓練に関する事業 (4) 防災ワークショップ、防災訓練等のコーディネートをを行う者その他防災への取組を推進するための指導

5. 職員の危機管理能力の向上、住民の避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業

- 者の育成に関する事業
- (5) 地縁による団体の資機材の整備に関する事業
- (6) 住民の防災情報の入手手段の整備に関する事業
- (7) 災害時要援護者ごとの避難支援計画の作成に関する事業

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金見込額算出基礎データ報告書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金に係る交付金算出基礎額の見込額算出のための数値について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

見込額算出のための数値			
消防団員数	男性 人	女性 人	合計 人
自主防災組織構成世帯数	組織世帯		
地縁による団体に係る区域の数			

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受

けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分	交付金算出基礎額等			
均等割	円			
事業割	消防団員数	男性	女性	合計
		人	人	人
	自主防災組織構成世帯数	組織世帯		
	地縁による団体に係る区域の数			

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
	合計	

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則 (以下「規則」という。) 第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

区 分	事業名	事業内容	対象事業費
一般事業			
		計	
大震災関連事業			
		計	
合 計			

注 大震災関連事業とは規則第3条第3項第1号に掲げる事業をいい、一般事業とは大震災関連事業以外の事業をいう。

2 交付金算定基準

項 目	数 値
住民に貸与している衛星携帯電話数	
消防団員数	男性
	女性
自主防災組織に加入している世帯数	
災害時要援護者のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数	
感震ブレーカー設置の普及促進策	
避難勧告等の基準	被災するおそれのある災害の項目の数
	当該基準が策定されている災害の項目の数
土砂災害特別警戒区域を対象とする避難計画策定数	

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
合 計		

2 交付金算出基礎額及び交付決定額 (単位：円)

区 分	交付金算出基礎額	対象事業費	交付金の額
略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成25年度の同規則第2条第1項に規定する対象事業（以下「対象事業」という。）に対して交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成24年度の対象事業に対して交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（以下「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

区 分	事業名	事業内容	対象事業費
一般事業			
	計		
大震災関連事業			
	計		
合 計			

注 大震災関連事業とは規則第3条第3項第1号に掲げる事業をいい、一般事業とは大震災関連事業以外の事業をいう。

2 交付金算定基準額及び交付決定額 (単位：円)

区 分	算定基準額	対象事業費	交付金の額
略			